

茨城県立図書館ボランティア会通信紙

# かがやき

No.31(2016.9.10 刊行)、広報委員会編集、  
県立図書館発行

## 新たに設けた「投稿規定」

広報委員会

通信紙のバックナンバーは茨城県立図書館 HP の「茨城県立図書館ボランティア」コーナーに掲載され、誰でも閲覧できるようにになっている。

HP の年間閲覧者は、県立図書館に拠れば、約 12 万人で、その約 10% が「茨城県立図書館ボランティア」欄を閲覧するとすれば、年間閲覧者は、約 1 万人に達する。そのため、通信紙は、単に、ボランティア内の「閉ざされた世界」の通信紙ではなく、広く社会を対象とした「開かれた社会」でも通用する内容に改善し、社会に対応できるようにしておかなければならない。

通信紙の新たな方向のモデル版は、No.27 と No.30 に示したため、それらを参考に、以下の新たに設けた「投稿規定」に従い、まとめ、投稿する。

ボランティアの約半数(70 名)を占める 50-60 歳代の感性と価値観を中心として、活性化を図りたい。さらに、広報委員会判断により、第三者に対し、特定テーマで、原稿依頼することもある。

### 【投稿規定】

- 1) 投稿者は、原則として、茨城県立図書館ボランティアであること。
- 2) 原稿は、word 標準書式でまとめ、E メール添付とすること。ただし、短い記事の場合には、そのまま E メールテキスト文としても良い。

- 3) 原稿締切日を設けない五月雨方式とする。
- 4) 年度報告の記載項目は、①年度目標、②人工数、③作業内容、④作業成果、⑤次年度課題の順に、0.5 ページにまとめること。
- 5) 各グループの作業報告や成果報告については、本紙 No.27 の郷土資料整理グループの例(オリジナリティ、文章表現力、論理展開)をめやすに、1-2 ページにまとめること。
- 6) 「図書館」や「ボランティア」にかかわる記事については、No.27 と No.30 の例(オリジナリティ、文章表現力、論理展開)をめやすに、1-2 ページにまとめること。
- 7) その他、ボランティア相互の意志疎通のための記事については、0.5 ページにまとめること。

## 編集者の裁量範囲

広報委員会

### 遵守事項レベル 1(致命的問題回避)

- ・差別用語削除
- ・中傷表現の削除
- ・著者や関係者が迷惑メールの被害を受けるためメールアドレスの削除
- ・テーマと本文に関係ない蛇足の削除
- ・稀に特別な分野で記されるような特別な用語の削除
- ・当用漢字以外の漢字の削除

### 遵守事項レベル 2(より良い文章表現にするための改善)

- ・誤字・脱字の修正
- ・文章の一意性を保つための修正
- ・専門外の人にも分かりやすい表現に修正
- ・読者の理解を助けるための語句の補足
- ・文章表現における微妙な言い回しの修正
- ・理解しやすい文章にするために句読点位置の修正

## 原稿執筆から掲載までの一般論

### 広報委員会

世の中の投稿から掲載までの手順(桜井の研究報告書や原著論文や著書 33 冊の原稿執筆から刊行までの経験などを含めた社会の一般論)。

(1) 研究組織であれば、研究者の書いた研究報告書の場合には、まず、グループ責任者が査読して修正指示し(少なくとも数十箇所)、つぎに、研究室長が査読して修正指示し(少なくとも数十箇所)、最後に、部長が査読して修正指示し(少なくとも数十箇所)、そして、掲載許可が出る。修正されずに掲載される例はゼロである。(以上は原研での一般論。)

(2) 研究組織から学会論文誌に投稿する原著論文の場合には、研究者が原著論文をまとめたならば、まず、グループ責任者が査読して修正指示し(少なくとも数十箇所)、つぎに、研究室長が査読して修正指示し(少なくとも数十箇所)、最後に、部長が査読して修正指示し(少なくとも数十箇所)、そして、初めて、組織外への投稿許可が出る。学会では、2名の査読者が査読を担当し、半数は掲載不可となり、半数は、修正指示にしたがい修正後(少なくとも数十箇所)、それを1-3回くり返し、半年から1年後、やっと、査読通過し、論文誌に掲載決定される。修正されずに掲載される例はゼロである。(以上は原研での一般論。)

(3) 研究者の書いた啓蒙書や学術書の場合には、刊行されるまでの過程において、まず、編集者が原稿を熟読し、著者と修正についての打ち合わせをし、指示どおりに修正し(読者に分かりやすいような順序と表現にするため、少なくとも数百箇所)、印刷される。修正されずに掲載される例はゼロである。(以上は桜井の経験論と社会の一般論。)

(4) 週刊誌や月刊誌の原稿の場合には、編集者が、読者に分かりやすいように、徹底的に修正し(少なくとも数十箇所)、写真や図表を追加して、掲載決定が出て、印刷される。修正されずに掲載される例はゼロである。(以上は桜井の経験論と社会の一般論。)

(5) 新聞などの文化欄の原稿には、著者の原稿を尊重し、必要最低限の修正だけに留め(少なくとも数箇所から十数箇所)、掲載される。修正されずに掲載される例はゼロである。(以上は桜井の経験論と社会の一般論。)

(6) 「新聞読者投稿」欄の原稿の場合には、編集者が、1日約100件の投稿原稿の中から数編を採用し、編集者は、次に、投稿者に電話して、読者が分かりやすいように修正するため、投稿者と15-30分のやり取り後、全体を書き直し、掲載決定となる。読者投稿原稿がどうしてみなうまくメリハリがあるかと言えば、編集者が元の原稿の良いところを生かし、全体的な書き直しをしているためである。修正されずに掲載される例はゼロである。(以上は桜井の経験論と社会の一般論。)

(7) 作家の小説などの単行本原稿の場合には、編集者が、編集作業の過程で、数百箇所どころか、数千箇所も修正し、印刷される。修正されずに掲載される例はゼロである。(以上は桜井の経験論と社会の一般論。)

(8) 茨城県立図書館ボランティア通信紙の原稿の場合には(担当した No.25-27)、県立図書館 HP に up されるため、表現に注意して編集しており、個々の原稿は、短い、少ない場合で、全体の10%、多い場合、全体の30%も修正している。修正されずに掲載される例はゼロである。(以上は桜井の経験論。)

(9) 2016年4月下旬に、県立図書館ボランティアのあるグループのある人から投稿があり、致命的欠陥のある原稿であるにもかかわらず、終始、「一字一句、修正しないでください」と言われ、違和感を覚え、掲載不可とした。

## 編集後記

茨城県立図書館ボランティア会の通信紙には、創刊14年になるにもかかわらず、なぜか、投稿規定が定められていませんでした。

毎年、新任者の紹介や行事の実施報告のくり返しではなく、それらよりも、むしろ、県立図書館のボランティア会の特徴で

あるキーワード「図書館」「ボランティア」を生かした各位の関心のある記事によるレベルアップを図りたい。

通信紙の目的は、ボランティアの意思疎通や情報交換にあり、主に、ボランティアからの投稿記事で構成されることが好ましく、投稿規定が不可欠となります。

本号では、投稿規定を定め、さらに、投稿者が原稿をまとめやすいように、「編集の裁量範囲」や「原稿執筆から掲載まで」の参考例を記しました。特定の組織の通信紙だからと言って、粗雑でも良いということにはなりません。常に、通信紙として、トップクラスの内容や表現でなければなりません。

今後の通信紙は、特別な場合を除き、原稿依頼せず、投稿規定に則った投稿原稿の取捨選択による構成としたい。

どのような経緯か定かではありませんが、通信紙は、県立図書館 HP の「茨城県立図書館ボランティア」欄に掲載されており、世界からアクセスできるようになっています。

そのため、通信紙の投稿原稿の内容と編集の仕方によっては、組織と通信紙の質が読み取られますので、編集には、十分な注意が欠かせません。

桜井 淳